

公益社団法人 大阪府臨床検査技師会

地区運営規程

平成 25 年 9 月 2 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改訂

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 公益社団法人大阪府臨床検査技師会（以下「会」という）の地区の運営は、組織運営規程に基づきこの規程で補足する。

第 2 章 地区の運営

(地区とその区分)

第 2 条 この会の運営を円滑にするため、大阪府内を別表 1 のとおり 3 地区に区分し、各地区との相互の理解と意思疎通を図る。

2 前項の 3 地区を、次の区に区分する。

- (1) 北地区 第 1 区、第 2 区、第 3 区
- (2) 中央地区 第 4 区、第 5 区、第 6 区、第 7 区、第 8 区、第 9 区、
第 10 区、第 11 区、第 12 区
- (3) 南地区 第 13 区、第 14 区、第 15 区、第 16 区

(地区委員)

第 3 条 各地区に次の委員を置く。

2 北地区、中央地区および南地区には次の委員を置く。

- (1) 責任者 1 名
- (2) 副責任者 1 名以上 3 名以内
- (3) 会計 1 名以上 2 名以内
- (4) 庶務 1 名以上 2 名以内
- (5) 委員 若干名
- (6) 相談役 4 名以内

3 前項の地区には、この会の理事 1 名以上を地区担当理事として置く。

4 地区担当理事は、この会の理事会との連絡を密にし、定款第 23 条第 1 項の職務を遂行する。

5 第 2 条第 2 項の第 1 区から第 16 区には次の委員を置く。

- (1) 区長 1 名
- (2) 副区長 1 名以上 2 名以内

6 区長および副区長は理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 7 第3条第2項の責任者は区長から選任する。
- 8 第3条第2項の委員は原則、北地区、中央地区および南地区の其々の地区施設に所属するものとする。
- 9 委員任期中に施設等が他の地区に変更になった場合は、翌年度より第3条第8項に沿った対応を行う。

(会議)

第4条 北地区、中央地区および南地区に地区会を置き次の事務を掌る。

- (1) 地区の会員相互の親睦及び福利厚生に関すること
- (2) 地区の学術活動及び職能活動に関すること
- (3) 地区の医療貢献に関すること
- (4) 災害時の活動に関すること
- (5) その他地区に関すること

第3章 施設連絡責任者

(施設)

第5条 会員の勤務先を施設という。

- 2 前項のうち、大阪府以外にある施設は対象としない。

(施設連絡責任者)

第6条 施設には施設連絡責任者1名を置く。

- 2 施設連絡責任者は施設の代表となり、会員に対して、この会からの通知、連絡等を行い、この会の活動を助けるものとする。

附 則

(規程の変更)

- 1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

- 2 この規程は、公益法人の設立の登記を行なった日から施行する。

(別表1)

地区区分表

| 地区 | | 市区郡 |
|------|------|----------------------------|
| 北地区 | 第1区 | 高槻市 茨木市 三島郡 |
| | 第2区 | 吹田市 摂津市 |
| | 第3区 | 豊中市 箕面市 池田市 豊能郡 |
| 中央地区 | 第4区 | 枚方市 寝屋川市 門真市 守口市 |
| | 第5区 | 城東区 鶴見区 四條畷市 大東市 交野市 |
| | 第6区 | 東淀川区 淀川区 旭区 都島区 |
| | 第7区 | 北区 福島区 |
| | 第8区 | 東成区 中央区 |
| | 第9区 | 生野区 天王寺区 |
| | 第10区 | 西区 此花区 大正区 港区 浪速区 西淀川区 |
| | 第11区 | 住之江区 平野区 西成区 東住吉区 住吉区 阿倍野区 |
| | 第12区 | 東大阪市 八尾市 柏原市 |
| 南地区 | 第13区 | 松原市 藤井寺市 富田林市 羽曳野市 南河内郡 |
| | 第14区 | 堺市 大阪狭山市 河内長野市 |
| | 第15区 | 高石市 和泉市 泉北郡 泉大津市 岸和田市 |
| | 第16区 | 貝塚市 泉佐野市 泉南市 泉南郡 阪南市 |